

平成 30 年 3 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 30 年 3 月 20 日 (火)

午後 1 時 50 分～午後 3 時 00 分

小値賀町役場 2 階西側会議室

小値賀町農業委員会

平成30年3月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成30年3月20日（火） 午後1時50分～午後3時00分

2. 開催場所：小値賀町役場 2階西側会議室

3. 出席委員：(13人)

会長	松山多作
会長職務代理者	2番 小崎八郎治
委員	3番 吉田英章 4番 江川克彦 5番 川久保和幸 6番 宮崎幸二 7番 大田 廣 8番 前田 猛 9番 岡野耕藏 10番 北野長義 11番 入口政隆 12番 土川浩子 13番 迎 広子 14番 浦 いせ子

(推進委員：4人) 大久保勉 木村一夫 筒井正美 福田直次

4. 欠席委員： 9番 岡野耕藏委員

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について 2番 小崎八郎治委員 4番 江川克彦委員
- 第2 議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について
- 第3 議案第4号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格化法人の報告について
- 第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について
- 第5 その他
 - ・4月の総会の日程について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸
係長 山元 忍
書記 ~~岩坪~~ 百合

7. 議事参与制限 (議案第3号) 13番 迎広子委員

(議案第4号) 松山会長 6番 宮崎幸二委員 筒井正美推進委員

8. 会議の概要

事務局長： 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまより、平成30年3月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日の出席委員は13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松山会長： 皆さんこんにちは。

先月 2 月の総会は、案件もないということで久し振りの休会という形を取らせていただきました。本日は、3 条の申請など3件の議案がありますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。それでは始めたいと思います。

日程第 1 会議録署名委員の指名について、議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。

それでは、2 番 小崎八郎治委員 4 番 江川克彦委員にお願いします。

続きまして、日程第 2 議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく所有権移転についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

山元係長： それでは議案第 3 号について説明いたします。

この議案第 3 号－1 については、迎委員は農業委員会等に関する法律第 31 条に基づく議事参与制限により議事参与できませんので、退席をお願いします。

<迎委員 退席>

山元係長： では、議案第 3 号－1 です。農地法第 3 条第 1 項の規程に基づく所有権移転の許可申請があつたので、農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。平成 30 年 3 月 20 日提出 小値賀町農業委員会 会長 松山多作です。

先程、現地を見ていただきましたが、所在地は 1 番から 9 番までに記載の農地です。1 番から 4 番までの、前方郷字白別当◇◇◇番から◇◇◇番までの畠 4 畝が○○○○さんの農地になります。5 番 字白別当◇◇◇番、6 番 字白別当◇◇◇番は、●●●●さん他 2 名の農地になります。7 番から 9 番までの、字白別当◇◇◇番から◇◇◇番は、□□□□さんの農地になります。計 9 畝の 8,868 m² の農地を、前方の■■■■さんに所有権を移転する申請になっております。譲受前の耕作面積が 91,782 m² 、譲受面積が 8,868 m² 、譲受後の耕作面積が 100,650 m² になります。譲渡・譲受の理由としまして、農業経営規模の拡大に伴う牛舎建設のためです。補助事業上の手続きの都合により、転用申請前に所有権の移転を必要とするためとなっております。備考としまして、次回 4 月の農業委員会において転用申請（農協が事業主体として申請）を行う予定となっております。本来でありますと、転用申請の案件は 4 条または 5 条の申請 1 回で行うのですが、県と農業会議にも確認しまして、今回は特別な形になりますけれども、先に 3 条申請を行い名義を変えます。といいますのも、国の補助事業を使って、農協が建てた牛舎を■■さんがリースするという事業になります。その時に、農協が■■さんから農地を借りてそこに牛舎を建てて、建てた牛舎を■■さんに貸すという形になるものですから、まずもって建てる農地を■■さんの名義にしてもらわないと農協も申請ができないということです。

そこで農協としても、事業の計画は出したけれども、農地の相談ができずに計画ができな

かつたということにならないように、事前に所有権移転の方を取っておいてくださいというのが、農協の事業のスタンスとしてもあります。その中で県や農業会議に相談して、こういう形にしております。

松浦や平戸・佐世保においても、同事業を使う時は同じ形で審議をしていると確認は取らせていただいております。今回、特別な形になりますけれども、申請を出させていただいております。なお、本来は転用申請になるのですが、今回は所有権移転になります。転用につきましては次回の総会に諮らせていただきますので、転用の図面等々につきましてはその際に提示をさせていただきます。これで、議案第3号-1について説明を終わります。

松山会長： ありがとうございます。

ただいま議案第3号-1について説明がありましたが、何かありませんか。

大田委員、お願いします。

大田委員： この牛舎の件ですが、地区の方から道を挟まずにまとめることができないかという意見も出ています。

松山委員： 私たちも現場を初めて確認しましたが、今後、牛舎がどのような形で建つかはわかりませんが、次回の4月の総会で、ある程度の工程が出てくるかと思います。現時点ではわからぬないです。

大田委員： 所有権移転の件だけでどうこうということはありませんが、そういう話が出ていると一言お伝えします。

前田委員： 場所が2ヶ所になっていますが、1ヶ所は牛舎を建てて、1ヶ所は放牧場になるのですか。

松山会長： 私は詳しいことはわからないのですが、成牛の牛舎や育成の牛舎、倉庫などがあると思います。それも振り分けて建てる可能性もあるかと思います。図面が全然あがってきていないものですから、そのところははつきり言うことはできません。

大田委員： 所有権移転だけで、まだそういうことではありませんので…。

松山会長： 前提が牛舎を建てるということになっていますので、その辺については本人と確認しながら、他の地権者もあることですし、そこは調整していかなければと思います。

山元係長： まだ設計も詰めている段階ですので詳細はわかりませんが、一応のところは2ヶ所に牛舎が建つようになっております。おっしゃるように、道を挟むのではなく1ヶ所にまとめられないのかというのは重々わかります。また、事業を進める上で農業委員会とは別に農林係の方の立場として地区に説明に行かせていただいて、■■さんと相談しながら進めていきたいと思います。要望どおりに1ヶ所にできるかはわかりませんが、今のところはこの形の申請

で進んでおります。

松山会長： 今回、あがってきているのは所有権移転の件のみですので、事務局も工事の詳しい内容までは説明できないとなっています。よろしいでしょうか。他にありませんか。
この所有権移転については、許可するということで異議はありませんか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。それでは許可することにします。

<迎委員 入室>

松山会長： 続きまして、議案第3号-2について事務局より説明をお願いいたします。

山元係長： 議案第3号-2について説明します。

農地法第3条第1項の規程に基づく所有権移転の許可申請があつたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定の基づき農業委員会の審議に付す。平成30年3月20日提出 小値賀町農業委員会 会長 松山多作です。

所在地は、前方郷字池ノ下◇◇◇番、畠、◇◇◇m²で、2つ目は字瀬貝◇◇◇番、畠、◇◇◇m²、3つ目は字白別当◇◇◇番、畠、◇◇◇m²、4つ目は字戸越◇◇◇番、畠、◇◇◇m²、5つ目は字戸越◇◇◇番、畠、◇◇◇m²です。合わせまして、畠5筆、6,572m²です。譲渡人は、愛知県中の△△△△さん51歳です。木場出身です。譲受人が、小値賀町前方郷の▲▲▲▲さん45歳でして木場出身です。▽▽▽▽さんのところのご子息になられまして、兄から弟への贈与になります。譲受前の耕作面積が9,583m²、譲受面積が6,572m²ですが、同経営という形になっていて耕作面積は変更ありません。名義のみ兄から弟へ変更されるという形です。現在、田が4筆2,316m²、畠3筆2,212m²が弟の▲▲さん名義になっております。今回の5筆分だけが兄の△△さん名義ということで、お父様から名義を変えられるときにご兄弟に配分されている形で名義が変わっていました。それを、小値賀町におられる▲▲さんの方に名義をまとめるという形で申請があがってきています。

備考としまして、当該農地で他の農業者に貸し付けている農地については、そのまま貸付を継続するという形になっております。次のページに、該当農地に色付けしている地図がありますけれども、今回につきましては家族間内での兄から弟への名義変更ですので、現場の確認は割愛させていただきました。議案第3号-2について説明を終わります。

松山会長： ただいま、事務局より説明がありましたが、地元の委員から何かありませんか。

大田委員： 特に問題はないと思います。

松山会長： 兄から弟へ移譲ということで、問題はないかと思います。許可することによろしいでしょ

うか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第3 議案第4号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格化法人の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

山元係長： それでは議案第4号について説明いたします。

この議案第4号については、松山会長・宮崎委員・筒井推進委員は議事参与制限により議事参与できませんので退席をお願いします。

<松山会長、宮崎委員、筒井推進委員 退席>

山元係長： 会長が議事参与制限のため不在となりますので、会長不在の間、議事進行は会長職務代理者的小崎委員にお願いしたいと思います。

<小崎会長職務代理者は会長席へ 移動>

小崎代理： それでは会長代理を務めさせていただきます、小崎です。

議案第4号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格化法人の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

山元係長： では、議案第4号について説明をします。農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格化法人からの報告があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。平成30年3月20日提出 小値賀町農業委員会 会長 松山多作です。

報告があった農地所有適格化法人は、農事組合法人 おぢか大地です。事業年度は、平成29年度 平成29年1月1日から平成29年12月31日分になります。報告年月日は、平成30年3月15日です。報告内容につきましては、総会の資料を付けさせていただいております。審議の内容といたしましては、農地所有適格化法人の4要件の確認になります。農地所有適格化法人として活動している間に、4要件を欠いていないかを確認いたします。

まず、農地所有適格化法人というのは4要件を有している法人でありますので、事業の途中などにこの法人要件を損なっていないかというのを確認していきます。

一つ目に法人形態要件ということで、これは農事組合法人になっており変わっていませんので、「適正」にチェックを付けていただければと思います。他に株式会社や合資法人などありますが、その中の一つとして農事組合法人があります。

二つ目に事業要件です。農業を行っているかという形になるのですが、添付資料をめくつていただきまして総会資料の事業報告がございます。ご覧になってわかるかと思いますが、

農業の事業だけです。ローズグラス等の飼料作物の栽培とヘリ防除受託作業などを行っている法人ですので、事業としては問題ないかと思いますので、「適正」にチェックを付けていただければと思います。

三つ目に構成員要件と四つ目が業務執行役員要件ですが、構成員は 11 名います。皆さん前方を中心に活動をしている畜産農家が構成員になっております。構成員の方たちが=（イコール）役員ですが、その方たちが農業に常時従事しているかという要件になっています。このとおりのメンバーですし、畜産という農業もしていますので特に問題はないかと思います。構成員・業務執行役員要件も「適正」と思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

ただいま 4 つの要件を確認していただきましたが、4 つとも「適正」ということで 4 要件は欠いていないかと思います。内容確認後の対応としましては、4 要件が適正な場合は引き続き農地所有適格化法人として認めます。その場合、特別な手続き等はございません。今、「適正」にチェックを付けてくださいと言いましたが、今からの審議の中でここは不適切という話になりましたし、4 つの要件の内 1 つでも「不適正」の場合は「不適正」な要件が「適正」になるように指導を行います。指導に従わず要件の「不適正」が直らない場合は、農地法 18 条による合意解約を行うように指導をするとなっております。「不適正」が 1 つあつたからすぐに農地所有適格化法人ではないということではなく、まずはきちんとしてくださいという指導をするという形になっております。以上で、議案第 4 号について説明を終わります。4 要件につきまして、ご審議をお願いいたします。

小崎代理：　ただいま、事務局より説明がありましたが、異議はありませんか。

＜異議なし＞

小崎代理：　ありがとうございます。

議案第 4 号 農地所有適格化法人の報告については承認いたします。以上です。

＜松山会長、宮崎委員、筒井推進委員 入室＞

小崎代理：　ここで議事参与制限の議案審議は終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

＜小崎会長職務代理者は自席へ移動、松山会長と交代＞

山元係長：　ありがとうございました。では会長にお戻しいたします。

松山会長：　続きまして、日程第 4 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく賃貸借権の合意解約についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

山元係長：　報告第 1 号です。農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく賃貸借権設定の合意解約があったので報告する。平成 30 年 3 月 20 日提出 小値賀町農業委員会 会長 松山多作です。

番号 1 番から 4 番は、笛吹郷字炭焼◇◇◇番◇及び柳郷字岳田◇◇◇◇番ということで、同じ畠と田んぼになっております。1 番目は、農地を貸している人は○○○○さん、借りている人は農業振興公社です。2 番目は、農業振興公社から●●●●となっております。備考欄に集積計画・配分計画と書いていますが、平成 27 年 11 月 10 日に中間管理事業を使って契約が行われた農地になります。3 番と 4 番の字岳田◇◇◇◇番についても同様です。中間管理事業につきましては、集積計画と配分計画の両方の契約になってきますので、合意解約をする際、片方の配分計画だけを解約する場合もあるのですが、今回の場合は中間管理事業自体から抜けるという形での解約となっております。

次に 5 番目の柳郷字宮之前◇◇◇◇番◇、田、◇◇◇m²は□□□□さんから■■■■さんへ平成 13 年 4 月 1 日から 10 年間、農地法 3 条で契約をなされていましたが、この分は 10 年なので平成 23 年 3 月 31 日までですが、お互いに何もない場合 3 条の継続がなされていましたので、その分につきまして今回、合意解約するという形になっております。

柳郷字五両平◇◇◇◇番、畠、◇◇◇m²については、△△△△さんから▲▲▲▲さんです。平成 20 年 8 月 28 日から 10 年間で 3 条の契約がなされていました。これは、今年の 8 月 27 日まで期間があったのですが、これも合意解約という形で出されています。

続きまして、前方郷字白瀬◇◇◇番◇と◇◇◇番◇の 2 筆については、☆☆☆☆さんから★★★★さんへ貸し出しをされていました。これにつきましては、平成 25 年 8 月 1 日から 10 年間で平成 35 年 7 月 31 日です。集積計画だけ書いていますけれども、これは農地中間管理事業の前身で農地利用集積円滑化団体というのがあったのですが、そのときに利用権設定されていた農地で今回解約するという形になっております。

合わせまして、田が 3 筆 1,723 m²、畠が 5 筆 11,930 m²、合計 8 筆 13,653 m²の解約となっております。なお 5 番から 8 番につきましては、中間管理事業にあげるための解約と聞いています。いつになるかわからないですが、4 月以降の中間管理事業でこの農地があがってくるかと思います。説明につきましては以上です。

松山会長： ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かありませんか。

何もないようですので、報告第 1 号についてはよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。

次に、日程第 5 その他について、事務局より説明をお願いします。

山元係長： その他についてです。

一つ目に全国農業新聞の記事の資料をご覧ください。ストップ鳥獣害ということで、「いのしかこなーず」とネーミングされたものが載っています。硫黄を使ったイノシシ除け対策のようです。硫黄はネットなどで簡単に手に入るものらしく、簡単に作れてイノシシ対策になっているそうです。内容を読んでみると、2 年間は全く被害が発生していないと書いてい

ます。どこまでが信用できるか、それが小値賀に対しても効果があるかどうかはわかりません。ぜひ、皆さんに試していただきたいと思います。効果が抜群であれば、皆さんの実績を持って農家さんの方にも周知していけたらと思っています。まずは農業委員から実践していただけないかと思います。もし取り組んでみようと思われたら、硫黄の取り扱いなどよくわからない部分もあるかと思います。そのときは事務局でもお手伝いできることがあればと思います。簡単に作れるようなので、作り方も含めて一緒に取り組んでいけたらと考えています。この資料については以上です。

次に「小値賀町の耕畜連携」という資料をご覧ください。これについては、木下政策監に説明をお願いしたいと思います。

木下政策監： 皆様こんにちは。「小値賀町の耕畜連携」ということで、実際に町と農業委員さんと協力してやっていただけたらと思い、この資料を用意させていただきました。

まず「小値賀町の耕畜連携」ということで絵が書いている資料をご覧ください。皆さんご存じのとおり、来年度から主食用米への直接支払交付金が廃止されるということで、俗に言うと7,500円がなくなります。お金があるからお米を作るということではないかと思いますが、それに合わせて高齢化が進めば作付けを止めようかという方たちも増えてくるのではないかと思います。その中で、今、中心となっている担い手の方たちには、農地を集積しなければいけないだろうということは、皆さんも考えていることかと思います。その中で、農地をすぐに貸し借りしましょうというのは難しいかと思いますが、今の畜産農家さんの方には藁は欲しいという気持ちがあるということで、それならばまずは藁だけでもやり取りができるかということで整理をさせていただきました。小値賀町は、畜産農家さんの方たちが主体となっていろいろな農地の集積もされておりますので、そのことについては農業委員の皆さんにはお話することはないかと思います。一応、和牛部会の方に、藁は欲しいですかということであらかじめアンケートをさせていただいて、需要がない限りは供給もできないだろうということで実施しました。

その中で、2ページ目の耕畜連携スキームの資料をご覧ください。産業振興課の方でスケジュール的なものを作り、アンケートなり話し合いなどをしております。今、この時点では、平成30年3月ということで、藁の供給地事前要望調査、畜産農家さんの方には和牛部会を通じてさせていただいております。産業振興課としましては、水稻の作付け調査が終わり、担当が整理をしかけております。そういうことで、どこに水稻が植わるだろうということは、産業振興課の方で把握しておりますので、必要であれば見やすいように、できればマッチングをするようなところがあれば提示をするような形で地図を作っていてくださいと思います。今の時期がそういう時期にあたっているということになります。今日、皆さんにお話をしたあとに、これをどうマッチングさせたらいいかという中で、それから以降のスケジュールというのはできてくるかと思います。案としては、5月以降に藁供給のマッチングをして、その後水稻の作付けなり、収穫が終わった後の藁の回収などに繋げられればと思っております。

期待される効果は、下部に書いておりますが、水稻農家につきましては堆肥の投入による地力増強や、農地流動化の促進、その内、藁だけではなくても作ってくれないだろうか、

管理してくれないだろうかというときの少しでも相談相手になる農家さんが増えるのではないかと思います。畜産農家については、増頭するにあたっても粗飼料の確保は必要ということと、効率的に糞尿の処理もしていかなければいけないということもありますので、できれば地力増進のために堆肥を入れていくこともあるかと思います。

一方で、マッチングについての懸案事項ということで、作付け調査終了後、地図作成に時間を要する。これは一気に全部をやるということはできませんので、どこかの地域に絞って作っていくことが必要かなと思っております。それから、マッチングをする農地の選定。どこでもいいということではなく、ここの場所がいいとか、この人たちだったら貸しやすいなど、そういうところの農地の選定もなかなか考えるところではないかと思います。マッチングの具体的な方法は、どうやって藁がいる人と藁をやっていいという人を合わせるかということも考えなければならないです。一番大事なマッチングをしたあとでの条件整理は、きちんと借りる方、貸す方が納得する形で貸し借りをする、もしくは藁の供給をすると、その条件整理をよく話し合いを持たせなければいけないというところも十分必要になってくるのではないかと思っております。

そこで4ページ以降になりますが、先程、和牛部会の方にアンケートをしたということで、9ページの資料に皆さんに調査をした結果をまとめております。その中でも、7・8人もらってもいいという方がいましたが、再度深くアンケートをして、その中で欲しいという方4ページから8ページの方が残ったということになります。比較的、もう少しおられるのかと思ったのですが、今のところ、担い手公社を含めて5件ということになります。その5名の方は、○○さん、●●さん、□□さん、■■さん、担い手公社ということになっております。この方たちには、藁をやってもいいと紹介できればと思っております。

やり方はどうするのかということで、今回は●●さんだけが第一希望で中村地区とお話がありましたので、まずターゲットとして中村地区はどうだろうかということで、最後の資料に中村地区の地図を付けております。黄色のところが水稻を作付しているところです。この中で、藁をやってもいいという方たちがおられないかどうかということも含めてマッチングをできたらと思っております。今回初めてマッチングをして、ここは少し改善しないと、人の話も含めて上手くいかないということもあるかと思います。この水稻を作付けしている農家さんを全員呼ぶのではなく、まずは地図上でこの場所だったら自分で取りに来てもいいという畜産農家さんの方には来て示していただいて、それを農業委員や最適化推進委員の方で、この人はなかなか・・・この農地は深田だからどうだろうかなどのアドバイスをしながら、もし上手くいけばそこの場所でマッチングをして、水稻の農家さんに話に行ってみようかという形でまずはやってみたらということで、今回は中村地区で、ここにあがってきた畜産農家・担い手公社を含む5件の農家さんたちに来ていただいて話をしてはどうかと思っております。中村地区以外のところも、どこでもいいと書いていますが、実際聞いたら近いところがいいという話もあるのではないかと思います。そのときに意見交換をできればと思っております。

その後、皆さんがある程度わかるようになれば、この地区でしたら、その地区的農業委員と最適化推進委員でこの場でこのようにやってみようということもできるでしょうし、そこはまた農業委員会の中でもマッチングの設定なりをしていただければと思ってお

ります。

提案をするにあたりまして、松山会長にどういう形がいいでしょうかとお話をしたところ、農業委員にお話をして意見を聞いてはどうかとアドバイスをいただきました。私が提案したことでやりましょうということではなく、それはこうした方がいいのではないかという意見も含めてお話しいただければ、また修正して、産業振興課の方で練って農業委員会とも話をしながら進めていければと思っております。よろしくお願ひいたします。

松山会長： ただいま、説明がありましたが中村の前田委員、何かありませんか。

前田委員： 中村地区の中でも、田んぼをたくさん作っている人は、それなりに堆肥として切り込むのをやりたくないという人は結構います。話し合いの上でやってもいいという人もいます。

松山会長： 政策監の話では、畜産農家の大きいところはマニュアルプレッダーを持っていましたので、生のままになりますが、あれを堆肥として還元するような、藁を切り込むのではなくそういう方法も考えられるのではないかと思います。図面上を見てもなかなかわからないのですが、畜産農家辺りも機械が大型化しているので、出入り口、取り付け道路が狭いことや、面積が小さいとなかなか取り組んではこないと思います。ただ、中村地区の水稻面積はかなりあるのですが、畜産農家は限られているので、その辺どうにかならないかと思います。

前田委員： 以前は、担い手公社の役員が聞いて回って藁をあげたりしていました。ある年に、重機が入って藁をとるときに、土が柔らかいときなどに踏み固めたまんまで、あの田んぼを混ぜることができないことがありました。それから、このままではやれないとなりました。堆肥をやって還元して固まってどうにもならない時は、次の年までに混ぜるなどの話ができればと思います。

松山会長： そういう話し合いは、マッチングの段階で条件としての話し合いができると思います。そこまで持っていく過程は考えているのですが、もし田植え後でも、またその時に地区の常会などあるかと思いますので、その時に提案をしていただいて進むようであれば…。

前田委員： もうすでに契約してやっている方もいますので、進め方を考えた方がいいと思います。

大久保推進委員： 雨が多いときはどうするのですか。雨の時は藁を切り込まないとコンバインが壊れてしまいます。

前田委員： 収穫の時期に、雨が多かったりして柔らかくても刈らないといけないときは、そのままで落とすことができません。型にはめた条件ではできないと思います。

松山会長： 現場の状態を見ないと、藁を取るか取らないかは判断できません。需給のマッチング会議の前に、こういう状態の時はこうするということを話し合いするようにしましょう。

木村推進委員： 今のトラクターや梱包する機械は重量が重いです。そのあと、20馬力のトラクターでは耕運できません。取ったあとに、大きな機械すぐに混ぜてくれたらやる人は多いと思います。私は切り込んで藁を入れるのは好きではないです。しかし、こうやって何回も思い重機が入ると、20馬力のトラクターでは混ぜきれません。そういうところをどうにか考えたら、割とやる人はいると思います。

大久保推進委員： 草をやると言っても、10月まで放って置いたりするのを今まで見続けているので、やれないと言わされました。

松山会長： それは今、以前も言わされたようにイノシシ対策のこともありますし、早いところ耕起してもらわないとですね。計画を見ると田植えの時期が来ていますので、田植え後に藁のマッチング会議を行えればと思います。実施要項の中にもありますが、町・農業委員会・農協・担い手公社・土地改良区・県北振興局を巻き込んで起こしていくかないとできないと思います。個人でやっていると今までと変わらないということです。

大久保推進委員： 中に入って、成功すればまた違うと思います。

松山会長： 農業委員会も、できるだけそういうところにタッチしていかなければと思います。農林の方と直接連携しながらですね。

前田委員： それに、地区も会合を開いて、今こういう状況というのを説明しなければいけないと思います。

松山会長： 今は、初めてのこととされもこれもできません。

木村推進委員： だから条件が、欲しい人が当たったらすぐにあげると。条件を次までにちゃんとすると一言言ってすると、すぐにやると思います。みんな、言いたいが言えないです。貰う人がいい条件を言ってくれると、私はすぐにやります。

前田委員： 私たちも、どうしても混ぜきれなく、需要できるように頼んで混ぜてもらっていました。ここまでして藁をあげる必要はあるのかと思います。

大久保推進委員： 50馬力が入れば50馬力のトラクターで混ぜないと、混ぜることはできないと思います。

松山会長： そういうことですが、政策監どうでしょうか。

木下政策監： 今、皆さんからご意見をいただきました。今までできなかつた理由を整理して、それを

今回あがってきた5組の方たちに、こういう条件であればやってもいいという人が現れるかもという話の中から、まず畜産農家さんたちにそれが守れるかという話をしなければいけないと思いました。先程も、個人対個人でやるからなかなか上手くいかないというのがあり、逆にこういうことで約束事を、ここで言うと小値賀町担い手育成総合支援協議会という全部の農業機関が入った会議があるのですが、そこで約束事として守らなかつたらお世話をできませんという話をしてもいいのかなと思います。マッチングして、農業委員や最適化推進委員がここと上手にできたのに、結果、その条件に揃わなかつた場合は、こちらとしてあせんとは言いませんが、マッチングの席にはご遠慮くださいということも、こういう会だからこそ少し縛りを、それを納得してこのマッチングに臨んでくださいという話もできるのではないかと思います。個人同士ですと、言ったとか聞いた聞かなかつたとかなりかねないです。できるだけこういう公の場でこういうことをやって、しっかりいろんな書き物に残して、こういうことでしたとやつた方がお互いのためにも、稻作農家や畜産農家のお互いのためにもいいのではないかと思います。それは今からのやり方になります。そこは、農業委員たちの知恵を貸していただきたいと思います。

松山会長： また、農林の方でやり直しをしてですね。

山元係長： まずは畜産農家にあたって、今の話を持っていきながらと思います。

松山会長： ここにあがっているメンバーは多頭飼育が多いので、納得してやってくれるのでないかと思います。また、この話がある時はよろしくお願ひします。

続きまして、4月の総会の日程を決めたいと思います。

山元係長： 4月は、先程、転用の説明をしたように転用の申請があがります。転用の申請を県に進達するのが25日までとなっています。ということから考えると、16日の週で開催できればと思います。

松山会長： 次回は、4月20日（金）はどうでしょうか。

全委員： はい、いいと思います。

松山会長： ありがとうございます。何もなければ、4月20日で計画したいと思います。
続いて、事務局よりお願ひします。

事務局長： 4月1日付けで人事異動の内示がありました。農業委員会の方は、専任でした岩坪の方が住民課の方に異動になりました。後任は、教育委員会から唐見崎出身で専任の西浩康係長が来られます。山元は兼任がとれて、専任の農林係になります。私の兼任はそのままですのでよろしくお願ひいたします。

産業振興課の方は、2年間の県からの派遣の協定が終わり、木下政策監が県の方に戻られ

るようになります。ご挨拶をお願いします。

木下政策監： 2年間、大変ありがとうございました。農業委員会といい、町の仕事といい、本来、県ではやらない仕事でした。まさか、ここにやって来てこんなことをするとは夢にも思っていませんでした。農家さんとしての付き合いということで、皆さまには本当にお世話になっていました。こんなに身近なところで一緒に仕事をするというのは、この2年間大変勉強になりました。そして、小値賀の農家さんを知ることができました。2年間で戻ると言っても、どこに戻るか人事はわかつていません。けれども、3月31日を持ちまして、役場での仕事を終了することになりました。皆さま方が、農業に対して熱い気持ちで何とかしたいというのが伝わってきました。是非、今後ともその気持ちを続けていただいて、小値賀町がますます、農業でも畜産業でも園芸でも、そして漁業でも商業でも観光でもなんでも長崎県の中でも一番と言える自慢できる町にしていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

松山会長： 政策監、お疲れさまでした。
土地改良区から何かありませんか。

筒井推進委員： 昨日、理事会をいたしまして、26日に総代会をするようになっています。よろしくお願いいたします。

松山会長： 皆さんから、他にありませんか。
前田委員、お願ひします。

前田委員： 先日の、イノシシ捕獲の結果はどうでしたか。

事務局長： 2日半、実施しました。結果は一頭も捕獲することができませんでした。去年、来られた方が今年も来られました。小値賀出身の方のツテがあり、捕獲の実績もあり、海に追い出して狙撃するという話があり去年来ていただきました。海に追い出すのは、活動しているフィールドからするとかなり大きいということで、去年も海に追い出すのは厳しかったです。それでも3頭捕獲して、本人たちも残念がっていてまたリベンジしに来ますと言って期待はしていたのですが、逆に今年は0頭という状況でした。皆さんの話を聞くと、山の中は新しいイノシシの足跡がないということで増えている印象はないと言っておりました。捕獲実績は一昨年が56頭、去年は128頭で増えて、今年はどうなるのかと思ったのですが、そこまで変わらず去年より少ないです。農作物の被害も3年ぐらい続けて横ばいです。そういう状況です。

一方で議会の一般質問でありましたが、道路や県道で見かけることが多くなったということで増えているのではないかと心配はしていましたが、結果がそうだったので、講師の方の感想もそうであったということでした。やはり、人に見られる機会が多くなったということは、少し警戒心が薄れて、人になれたような個体がいるのではないかと思います。危ないの

で捕獲は続けていきたいと思いますし、来年度はＩＣＴといった通信端末を使って罠を落とすというのが開発されているので、町の事業ではなく県北の全体の協議会があり、平戸市が事務局をしていますが、その事業の中で予算を取ってもらい、実証事業をやってみようかと思います。

また先程、山元係長からあったように、地道に定価格で被害を防止するための方法も新聞記事に載っていたりもするので、皆さんと一緒にできることをやっていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

松山会長： 他にありませんか。

大久保推進委員、お願いします。

大久保推進委員： カラス駆除についてですが、今年のカラスは異常でした。●●さんのところで、「カラスなぜにげる」のテストをして、結構効果はあるようです。自分で3回、向きや場所を変えなければいけませんが効果はあるそうです。スジをらせん状にしたのが5個セットで8,000円くらいですが、それを上にして回ったり動かしたりすると、カラスはかなり逃げます。同じところにずっと置いておくと効果はないで動かしたりします。それで今やっているのですが、よかつたら見に行ってみてください。100羽200羽いました。

松山会長： カラスについては、渡りカラスが地カラスにするのではないかと思います。

大久保推進委員： 地カラスには効果はないです。

前田委員： カラスの捕獲があっていますが、実績はどうですが。

事務局長： 一回で10から20羽です。

前田委員： 夕方、巣に行けば親が入っているので…。

事務局長： いろいろ工夫はしました。

松山会長： 電線に止まるのが困ります。

事務局長： 水産の黒崎係長が言っていたのですが、鷹を数日飛ばすといなくなるそうです。鷹が乗った車を見るだけで逃げるようになるそうです。そういうものもあるようです。

山元係長： 農林としても、いろいろ実験はしました。午前中、ベストを着て鉄砲を持ってもらつても駆除じゃない日であれば逃げません。カラス駆除の時だけ逃げます。

前田委員： だいぶ高いところにカラスの巣があり、そこに私が登ってみると3羽いて、別のカラスも近くで鳴いていて、巣の中のカラスを投げても落ちなかつたです。松の枝にぶら下がつたままで、落としてもそれでも死にませんでした。双子池の中に投げ込んでも、外を回ればカラスが上を飛んでいます。そうしても覚えているのですね。

松山会長： カラスにも困ったものです。

他にありませんか。

ないようでしたら、これで総会を終わります。ありがとうございました。